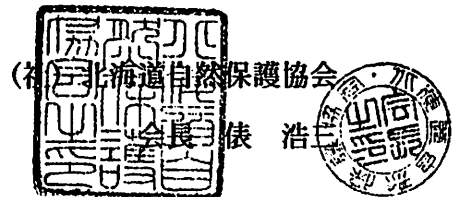


1999年7月30日

北海道自然環境保全審議会

会長 五十嵐 恒夫 様



「エゾシカの捕獲禁止および制限」について慎重に審議することの要望書

北海道では「平成11年度エゾシカ捕獲禁止および制限」案を立案し、8月4日に開催が予定される北海道自然環境保全審議会に諮問する予定とうかがいました。

しかし当協会としては、この原案には疑問点があると考えるので、別紙写しのとおり知事あてに自然保護を強化する要望書を提出いたしました。

つきましては、貴審議会では本案件の審議に際し、当協会の問題提起をふまえてご検討のうえ、合理的な判断をしてくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

1999年7月30日

北海道知事 堀 達也 様



「エゾシカの捕獲禁止および制限」を強化することの要望書

北海道では平成9年度に「道東地域エゾシカ保護管理計画」を立案し、10年度からその実施に踏み切り、11年度は、道東4支庁（十勝、釧路、根室、網走）管内でその第2年目を「予定どおり」実施するほか、新たに日高、胆振、上川、空知各支庁管内でメスジカ可猟やオスジカ可猟の拡大を図るなど、「エゾシカの適正な保護管理」を実施する予定とうかがいました。

しかしこれには下記のような問題点が明らかになっていますので、むしろ本年度は狩猟を抑制することが、エゾシカを含めた「野生鳥獣の適正な保護管理」につながると考えられます。したがって北海道の原案を再検討し、捕獲禁止および制限を強化する方向へ修正して下さるよう、要望いたします。

記

1 緊急減少措置の目標はすでに達成されていること

「道東地域エゾシカ保護管理計画」によれば、12万頭プラス α とされる道東地域のエゾシカ生息数を、平成10年度から3カ年程度で半減（約6万頭に）する「緊急減少措置」を講ずることにしております。しかし平成10年度の捕獲実績は、計画を上回る7万3千頭に達しています。すなわち、わずか1年で「緊急減少措置」の目標を達成してしまったのです。

同計画には、「緊急減少措置の影響は2年後以降に出産数の減少として現われるため、その間に捕獲圧が過剰になるおそれがある」と明記されています。すでに半減された結果として、平成11年度にどのような農林業被害がでるのか、個体数がどのように変化するのか、現段階では不明です。それにもかかわらず、当初からの3カ年程度という「予定どおり」エゾシカに捕獲圧をかけることは、決して「適正な保護管理」ということができません。見直しが必要です。

2 予測できなかった鉛弾による深刻な被害が発生していること

エゾシカ猟による鉛銃弾の影響により、天然記念物オオワシ、オジロワシなどの鉛中毒被害が多発しています。これは「エゾシカ保護管理計画」を立案する段階では予測されていなかったことです。

しかしこの2、3年、エゾシカ捕獲数の増大に比例するように鉛中毒被害が顕在化し、しかも平成10年度は、オオワシ、オジロワシの被害数の増大、被害地域の拡大が見られるだけでなく、表面には現われていないものの、ヒグマ、キツネ、その他の野生鳥獣にも生態的悪影響が懸念されるに至っています。これは憂慮すべき緊急事態の発生です。

その対策としては、鉛銃弾の使用禁止、シカ死体の完全処理が求められています。しかし鉛銃弾使用禁止措置は、平成11年度には行われないので、当然のこととして鉛銃弾が多く使用されることが予測されます。またシカ死体の完全処理は、言うに易しく行うに難しい実態にあります。平成10年度の狩猟シーズンが終わってから、現場に放棄された死体の残骸を処理するため、地元自治体などがいかに苦慮したかは、周知のとおりです。しかし平成11年度にシカ死体の現場放棄が根絶できる見通しはありません。またそれを防止する有効な管理体制も確立されておられません。

それにもかかわらず、「予定どおり」ないし「新規可猟区設定」でエゾシカ狩猟を認めることは、エゾシカ中心の視野の狭い施策であり、広い視野からの「野生鳥獣の適正な保護管理」という観点からは、憂慮すべきことです。天然記念物指定の野生鳥獣に被害が及ぶことが確実に予測されるにもかかわらず、このようなエゾシカ狩猟を認めることは、文化財保護法違反を問われかねないこととなります。

3 農林業被害にはエゾシカ狩猟を抑制し有害鳥獣駆除を主体に対処すべきこと

以上のような実態にかんがみ、平成11年度のエゾシカ狩猟は、期間の大幅な短縮、制限地域の拡大などの「計画見直し」を行い、農林業被害に対しては、ハンターの理解と協力を得ながら、捕獲数やシカ死体処理が確実にコントロールできる、有害鳥獣駆除を主体として対処することが望ましいと考えられます。

一般狩猟は、狩猟シーズンが終わりハンターからの報告を集計した結果、はじめて捕獲総数が把握できるものです。したがって平成11年度はむしろ狩猟を抑制し、その集計結果と新しい個体数変動の情報を総合して、平成12年度以降の対策を立案することが、将来へ禍根を残さない道と考えられます。